

(様式第2号)

平成29年度第7回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成30年2月7日(水) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 欠 席 岩本 洋子 欠 席 大久保 規子  事 務 局 吉田課長, 矢代主事, 住野主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者4人中4人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからエの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求  
(平成28年6月28日付け) について

イ 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求  
(平成28年9月15日付け) について

ウ 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求

(平成29年6月23日付け) について

エ 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成29年6月21日付け) について

オ 公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

カ 芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

キ その他

## 2 提出資料

なし

## 3 審議経過

開会

(1) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求(平成28年6月28日付け) について

ア 事務局より説明を行った。

イ 不存在決定の妥当性について審議し、答申(案)について検討した。

ウ 継続審議とした。

(2) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(平成28年9月15日付け) について

ア 継続審議とした。

(3) 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求(平成29年6月23日付け) について

ア 継続審議とした。

(4) 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成29年6月21日付け) について

ア 継続審議とした。

(5) 公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

【事務局 事案説明】

事務局 | 議題6については、前回ドライブレコーダーを設置する本来の目

的、どのような場合に二次利用するかということ及び外部提供をする範囲について、不明瞭な部分があったので、実施機関である用地管財課と事務局で整理をし、諮問内容等を修正させていただきました。

一つ目に「個人情報保護条例第7条第2項第6号及び第14条第2号第6号による諮問」としておりましたところを、第7条第2項第6号の個人情報の収集のみの諮問とし、14条第2項第6号の目的外利用や外部提供については取下げをさせていただきます。

用地管財課は、市有物件共済といういわゆる保険会社に、事故が起こった時の映像データを相手が加工することを前提に元データを提供し、事故防止啓発のための研修に役立ててもらおうと考えていたようですが、内部で協議した結果、市役所内部で加工し、個人情報を消した状態で提供するのが妥当だろうという判断に至りましたので、研修目的で目的外利用や外部提供は行いません。

続いて、諮問書の「2 ドライブレコーダーの概要」の一部訂正部分について御説明させていただきます。前回、諮問書2の(4)において、「複製目的を達した後は、速やかに複製したデータを消去する」としておりましたが、「保存期間を1年とする」旨第8条第3項で規定しました。「芦屋市防犯カメラの管理及び設置に関する規則」には複製データの保存期間を明記していませんでしたが、答申で複製データの保存期間を文書法制課と協議の上決めることとされており、協議の結果1年間としましたので今回は明記しております。

第8条第3項には例外として1号には事故に係る分析や原因究明に係る証拠保全等に必要がある場合、2号及び3号では法令等に保管が義務付けられている場合に延長できることを規定しています。

要綱についても、第2条に「複製データ」の定義を追加し、元のデータと外部提供をする際に複製するデータを区別して記載しております。また、第6条第2項において、「複製データは作成してはならない」と規定し、ただし書きで例外を記載しております。第8条では、複製データの利用について本来の目的以外の目的での利用を禁止するよう明確に規定し、第2項で個人情報保護条例第14条の規定によってのみ外部提供や目的外利用を許可する旨記載しております。

また、保存期間については、公用車を運転している間、記録が行われているので、一概に何日間保存するということと言えないのですが、通常、公用車の運行をしていれば1ヶ月以上データが残ることはないということであれば、最長1ヶ月までとすると書いておき、もし都合によりあまり利用しない公用車があれば、メモリーカードを抜いて個別にデータを消すようなことも考えなければならぬと、現在協議しているところです。他市も参考に見直しを行いたいと考えています。

また、前回の審査会で「データの加工を禁止する」旨の文言が入っていないことを御指摘いただきましたので、第7条第2項に、元のデータ及び複製データは、そのままの状態で作成するものとし、加工してはならないという規定を置きました。

なお、要綱については内部のマニュアルにすぎないので、規則とする方向で法制担当と協議中です。

#### 【質疑】

委員 市が業務委託をしている保険会社へデータを提供することや、裁判で利用することは考えていないのか。またそれらの利用、提供は目的外利用となるのか。

事務局 本市が関連する交通事故の場合には、本来の目的である交通事故に係る情報収集、分析及び原因究明のため利用することとなりますので、目的内利用となり、データを提供、利用することができると実施機関は考えております。

#### 【意見】

委員 第8条第2項及び第3項は、提供についての規定であるが、同条第1項には提供についての記載がなく、利用の制限についての規定である。本来目的として示談交渉や裁判に提出資料として保険会社等にデータを提供することもあり得るので、1項で提供についても記述があった方がよい。

目的内利用であっても、外部に提供する場合には、外部提供そのものが持っている独自の問題点に対する規制が抜け落ちないように、芦屋市以外の外部団体にデータを提供することについて、厳格に規定しなければならない。

**【質疑】**

委員 捜査機関からデータの提供を求められた時には、どう対応するのか。

事務局 要綱第8条第2項において、個人情報保護条例第14条の規定によりデータを求める者のみを外部提供の対象とすることとしています。つきましては、警察から単に要請があったからという理由だけではデータの提供は行いません。刑事訴訟法第197条第2項の照会書において捜査の種類や理由を求めます。弁護士からの照会についても同じく、理由や映像に映っている人との委任関係等を確認した上で外部提供します。

また、公用車が関係しない事故を公用車が映しており、事故の当事者からデータの開示を求められた場合は、個人情報開示請求で開示することになります。もし、事故の当事者の一方は見たい、もう一方は見たくないと言われた場合ですが、公用車が関係ない交通事故について、規則に書くことは条例の範囲を越えた目的外利用となるため、その場合は審査会で御審議いただくことになるかと思います。

当て逃げやひき逃げのように警察が介入するような交通事故でデータを求められる場合は、警察からの照会があれば対応します。

**【意見】**

委員 カメラがついた車が走っていることを知れば、様々な人が映像を求める可能性があるので、綿密にルールを作っておく必要がある。ドライブレコーダーに限らず庁舎内外のカメラに映る映像の開示が捜査関係者以外からあった場合等に備え、庁舎外の全体的な話として取り扱いを決めておくべきである。

島田会長

それでは、議題6については、継続審議とします。

(6) 芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

事務局

9月に個人情報保護条例の一部を改正し、第2条第4号で取扱いに特に配慮を要する情報については要配慮個人情報と規定し、従来の個人情報と区別をしているのですが、図書館が従来から統計データ作成のため収集していた本の貸出履歴や利用履歴が、思想・信条、つまり要配慮情報に該当しますので、貸出履歴等を収集することの妥当性について前回の審査会で御審議いただきました。

また、自分が借りた本の履歴を知りたいという要望が図書館に寄せられていたこともあり、本人が希望する場合に自身の貸出履歴が見られるよう1月にシステムを改修しましたので、貸出履歴を利用した図書館サービスを行うことについての妥当性についても御審議いただきました。

本人が自身の貸出履歴を見ることになる際には、目的やどういう場面で利用できるかをプライバシーポリシーで明確に示しておいた方が良いという御指摘を前回の審査会でいただいておりますので、本日御用意しております。1にどのような個人情報を収集しているか及び収集の範囲、2に利用する目的、3に個人情報の利用ということで、利用目的の範囲を超えて個人情報を外部に提供することはない、ということを確認して記載しております。

答申案についても作成しておりますので、朗読させていただきます。

(答申案 朗読)

(文言修正)

【意見】

委員

統計データを作成するためには、一時的とはいえ、利用者情報と本の貸出情報を紐づける必要があるはずであるから、一切紐づけないと

いう表現は過度に厳しく，実務的でない。むしろ，いったん利用者情報と本の貸出情報を紐づけて統計データを作成するが，その統計データは個人情報を含まないものであるといったほうが適正である。

したがって，答申案の「貸出履歴は主な目的として統計調査に利用されているが，その場合も特定の個人を識別することが出来ないよう配慮されている」という部分については，統計データ作成までの処理過程と作成された統計データの内容を明確に書く必要がある。

また，答申案にはプライバシーポリシーを遵守すること及び本人同意を必須条件としていることも記載した方が良い。

島田会長

事務局は，図書館に確認の上，答申案第2の（1）及びプライバシーポリシーの2について修正をしてください。次回審査会で修正後の答申案を確認しましょう。

閉会